

『首長や国の権限を強め、教育への政治的支配を強化する
地方教育行政法「改正」への反対声明』

1、「戦後レジーム」からの脱却を目指す安倍内閣は、憲法「改正」と並行して「教育再生」への取り組みを強めている。

安倍内閣の「教育再生」は、憲法の理念を教育の場を実現しようとした戦後教育改革への攻撃にほかならない。いま国会で審議されている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、地方教育行政法）の改正案はその象徴的な内容となっている。教育委員会制度は、教育への政治的支配を防止するための戦後教育改革の柱のひとつであるが、同法案は、事実上教育委員会制度の解体を目論むものとして、到底容認できない。

第1次安倍内閣は、準憲法と位置づけられてきた教育基本法に手を付け、2006年12月その「改正」を強行した。そして、今また地方教育行政法「改正」案の上程である。私たちは、民主的な社会の主権者を育てるにふさわしい教育を望む立ち場から、以下のとおり、同法案の危険な内容と、口実とされている法案提出の理由に何の根拠もないことを明らかにして、平和や民主主義を大切に思う多くの人に同法案を廃案にすべく賛同を呼び掛けるものである。

2、今、国会に上程されている地方教育行政法改正案の主要な内容は以下のとおりである。

①教育長と教育委員長を統合して、新教育長とする。

②新教育長は、首長が議会の同意を得て任命・罷免するものとし、任期を3年とする。

③新たに首長が主催する総合教育会議の設置を義務付け、大綱的な方針を決定する。

この法案に対し、教育の本質と教育法体系の理念からする多くの反対論がある。その代表的なものが、下記日弁連の反対声明といえよう。

『教育委員会制度を中核とする地法教育行政に関する現行制度の制度趣旨は、教育の政治的中立性の確保、安定性・継続性の確保等にある。それは、…教育への不当な支配・介入を禁止し、自主性・自律性という教育の本質的要請に応え、ひいては憲法の保障する子どもの教育を受ける権利・学習権・成長発達権等の基本的人権の十全な保障を確保するために戦後創設された制度枠組みである。…ところが、その（法案の）基本的内容及び方向は、地方教育行政における教育委員会の権限を弱め、地方自治体首長の権限を強めるとともに、国の地方教育行政への関与権限をも強めようとするものである。』

私たちも基本的に日弁連の見解と認識を共通にする。戦後教育改革の柱の一つとしての教育委員会制度は、戦後の保守政権の側からの政治的攻撃によって制度本来の役割の後退を余儀なくされながらも、その根幹である中立性、継続性・安定性を発揮する余地をまだ残している。今大切なことは、教育委員会制度本来の趣旨を擁護し回復して、教育現場への国や首長の政治介入を抑止することである。法案は完全にこれに逆行し、教育委員会の事実上の解体を通じて教育への政治支配を貫徹しようとするものと解さざるを得ない。

全国一斉学力テストに関わっての首長による校長公表の押し付けや、首長のトップダウンの政策による「日の丸・君が代」の強制、特定の政治的立ち場を濃厚にした教科書採択

への介入、あるいは導入された公募校長が様々な不祥事を起こしている実態など、首長の政治介入によって、教育現場に様々な混乱が持ち込まれていることは、枚挙にいとまがない。教育委員会の権限を骨抜きにして、首長の権限を強化することは、一層の混乱を招くものであり、その犠牲となるのは子どもたちである。

世論調査でも「（市長・村長の）政治的な考え方に左右されない仕組みが望ましい」と答えた人が５９％、「政治家が学校の学習内容を歪めることがないよう、一定の歯止めが必要」とする人が７５％を占め（朝日新聞２０１４年２月調査）、「改正」案の目指す方向は決して世論の支持を得ているものではない。むしろ、反対世論が大きくなっているといえよう。

３、法案の教育委員会「改革」論は、大津市いじめ自殺事件での教育委員会による隠ぺいを大きな論拠にしている。

教育再生実行会議の提言でも、中教審の答申でも、そのことが述べられている。担当の義家弘介衆議院議員は、「いじめ隠ぺいに象徴される教育委員会の『無責任体制』をあらためる」ため、「改革」は断行せねばならないと、雑誌などで述べ、大阪の橋下大阪市長もこれを強調し、深刻な隠ぺい体質をなくす「改革」と言っている。

しかし、大津いじめ自殺事件の教訓は、同改正案の論拠となり得ない。むしろ、まったく逆の施策をすべきことを明らかにしている。

同事件における事実の隠ぺいは、教育長以下の「教委事務局」の常勤職員がおこなったもので、教育委員たちは蚊帳の外であった。したがって、有力な解決策は、「事務局」を指揮・監督するはずの教育委員たちの権能を強めることになるはずである。今回の「改革法案」のごとく、教育委員たちの権限を縮小し、首長と教育長の権限を強めることの論拠とはなしえない。このことは、大津市の第三者調査委員会の報告書が次のように明快に指摘しているとおりである。

「それでは（『教育委員会』の）存在意義がないのかという問いには否と答えなければならない。本来委員には生徒の権利を保障するために当該地域の教育について積極的に意見を述べ役割を果たすという職責があるはずであるが、これまでの長い経過の中でそうした職責を十分に果たすことができない状況に置かれるようになった。」「今重要なことは、教育長以下の事務局の独走をチェックすることであり、その一翼を担う存在としての教育委員の存在は決して小さいものではない。」「ここで重要な問題は、こうした本来の教育委員会の活動を復活するためにどのような委員各自の行動や施策が必要かということである。」（第三者委員会報告書、１５６～１５７ページ）

また、大津市のいじめ自殺事件に限らず、過去の多くのいじめ事件において、いじめが無いものと隠蔽され、その陰で多くの子どもたちが犠牲となってきた事実を真摯に見つめなければならない。隠蔽の多くは、教育委員会事務局と首長とが一体となつてのものであつて、教育委員が主導してのものではない。首長に権限を集中し、教育長の権限を強化すれば、歯止めが失われて隠ぺいの可能性はむしろ増大する。

この隠ぺい体質を無くすことこそが真の改革の課題と言わなければならないが、その

ためには、見識と能力を有する教育委員の選任制度を確立し、教育委員会の独立性を高めて、教育長への指揮監督を強める権限の強化こそがあるべき方向でなければならない。法案は改革の方向を完全に誤っていると言わざるを得ない。

いじめについては、1980年代前後の校内暴力・対教師暴力の激化を鎮静化するために校則の強化、校則に違反するものへの体罰、自主退学の強要などが行われ、この管理教育の結果、1985年前後には対教師暴力は減少した。

しかしその結果、1985年前後から、いじめ不登校などが上昇し、これが現代的いじめで、その後、国は過度な教育競争がいじめの原因ともなっているとして、国連の子どもの権利委員会から勧告されてきたように（国連子どもの権利委員会第3回勧告2010年5月は日本の「高度に競争主義的な学校環境が就学年齢にある子どもの間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退及び自殺」を助長している可能性についての懸念を表明している）この原因には何の対応もせず、むしろ逆にゆとり教育を撤回し、全国学力テストを実行するなど、より教育競争を激化させ、その上で、生徒・教師への管理を強化し、その流れの中でいじめ対応では警察の導入と出席停止など、厳罰的な規範意識の強化への対処療法的な厳罰的対応の結果、いじめは解決できないでいる。

しかも、2000年前後以降の新自由主義的教育政策が進展する中、教師への評価主義、教育競争の激化、管理の強化を図る中、教師も生徒も点数評価、業績評価にさらされ、教育の自由を失わせ、子どもたちの成長発達を歪め、その結果、いじめが余計増え、教師はいじめへの対応ができず、いじめを隠ぺいすることからいじめは蔓延拡大し続けている。7年間いじめ自殺ゼロと一時国は誇っていたが、2006年の滝川をはじめとした隠されていたいじめ自殺事件が明らかとなり、そして再び2012年大津のいじめ自殺事件が社会問題として大きくなり、国のいじめ政策の問題性が明らかとなり、国は昨年（2013）年6月、「いじめ防止対策推進法」を作らざるをえなくなった。

それでも、この法案は警察導入と出席停止を中心とした厳罰的対応と、規範意識の強化で、むしろこれを強化しようとしている。今年4月には、現行少年法での検察官関与を広め、刑期の長期化を図り、厳罰的改正も行われている。

今までこのように、いじめに対して、いじめを口実として、教師・生徒に対する管理を徹底したり、少年法の厳罰的改正、厳罰的規範意識強化のいじめ防止推進法をはじめとして、生徒・教師・父母への管理を強化し、いじめについて本質的な解決方法を目指さないようにしてきたため、結果としていじめは解決できずにきており、また、今も解決できず、また将来も解決できないと考えている。前の教育基本法改正の際も、今、国会で審議されている地方教育行政法の改正や、これから目指そうとしている道徳教育の教科化も、いじめは全くの口実としているに過ぎない。

- 4、以上のとおり、今回の法案の提出はいじめ問題の解決を論拠としてはいるが、それはまったくの口実に過ぎず、その本音は首長、新教育長の権限を強め、国、首長、新教育長の縦の線を確認して、政治による教育支配を確認することにある。その教育支配の方向は、明らかに国家主義と新自由主義の二つの柱に収斂される。

安倍政権が目指すものとして、政治における国家主義と、経済における新自由主義を指摘しなければならない。教育はこの二つの原理に奉仕すべきものとして再編されようとしている。愛国心を涵養するための道德教育の教科化、侵略戦争や植民地支配を正当化する歴史修正主義の教科書採択などの「国家主義的教育」。そして、学力テストの悉皆化、公開化、教育課程の複線化などの、差別選別と競争至上主義の「新自由主義教育」の強化こそが真のねらいと考えざるを得ない。

そのような教育を実現するためには、現行の教育委員会制度が桎梏となっているという認識が安倍政権には存在するものと考えられる。

たとえば、維新橋下大阪市長が違法な思想調査を職員に実施しようとした際、教育委員会が反対の決議をして実施を許さなかった。また、右翼勢力の陳情を受けて松山市の教育長が「はだしのゲン」を学校図書からの撤去したことに対して、同市の教育委員会は2013年8月に臨時会議を開き「子どもに見せるか見せないかは現場の判断にゆだねるべき」と閲覧制限の撤回を決定した。学力テストをやらないと決めた犬山市教育委員会、県議会の教科書採択への圧力を退けた宮城県教育委員会、広域採択制度のもとで、あくまでもその自治体の教育委員会としての教科書採択権を主張した沖縄竹富町の例。現に生き生きとした憲法、教育基本法、子どもの権利条約などを取り入れようとしている教育委員会もある。また、最近では七生養護学校政治不当介入事件で、教師への政治家からの不当な支配が行われたとき、教育委員会にはこれを守る保護義務違反があることが最高裁で確定している。安倍政権にとっては、それらが許し難いことなのであろう。

以上のとおり、教育委員会の事実上の解体を目論む地方教育行政法の「改正」法案は廃案にしなければならない。むしろ目指すべきは、教育委員会本来の制度趣旨を回復して、政治の支配から教育の自律性を擁護する途である。

私たちには、平和憲法と改正される前の教育基本法、そして子どもの権利条約や国際教育の動向にもとづいて、子どもたちに希望のある未来をつくっていくべき責務がある。もし、安倍政権があくまで教育改悪の道を推し進めるなら、私たちは子ども達のための真の教育再生を目指す国民的な組織を作って、闘い続けていかねばならない。そのような決意を込めて、法案への反対を表明する。

平成 26 年 5 月 13 日

【とりまとめ事務局】

(東) 児玉法律事務所 弁護士 児玉 勇二

(西) わたなべ法律事務所 弁護士 渡部 吉泰